

| | | |
|------|-----------------------------------|---|
| 会議名称 | 平成22年度第5回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 | |
| 日時 | 平成23年2月25日（金） 14時から16時10分まで | |
| 場所 | 杉並区役所 第4会議室（中棟6階） | |
| | 委員 | 江藤会長、今村委員、櫻田委員、柴田委員、谷委員、濱田委員、藤本委員、柳澤委員、岩田委員、河津委員、河野委員、鈴木委員、関委員、横山委員、小幡委員、北島委員、茶谷委員 |
| | 実施機関 | 坂田済美教育センター副所長、北風教育委員会事務局庶務課長、和久井障害者施策課長、坂野荻窪保健センター所長、南雲課税課長、畦元高齢者在宅支援課長、和久井高齢者施策課長、吉野みどり公園課長、岡本教育改革推進課長 |
| | 事務局 | 大藤行政管理担当部長、牧島政策法務担当部長、松川情報システム課長、中島法務担当課長、溝江情報政策監 |
| 傍聴者 | 1名 | |
| 配布資料 | 事前 | <ul style="list-style-type: none"> 資料1 平成22年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録 資料2 平成22年度第5回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項 |
| | 当日 | <ul style="list-style-type: none"> 会議次第 委員名簿 |

【会議内容】

- 平成22年度第4回会議録の確定
- 報告・諮問事項

| 番号 | 件名 | 審議結果 |
|--------|---|------|
| 諮問第23号 | デジタル教材活用（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 答申 |
| 報告第16号 | 障害者福祉手当支給に関する業務の登録について（追加） | 報告了承 |
| 諮問第24号 | 障害者福祉システム（中央）に記録する個人情報の項目について（追加） | 答申 |
| 諮問第25号 | 住民税ファイリングシステム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 答申 |
| 諮問第26号 | 高齢者福祉サービス資格管理システム（中央）に記録する個人情報の項目について（追加） | 答申 |
| 諮問第27号 | 介護用品配送情報管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 答申 |

（裏面に続く）

| | | |
|--------|--|------|
| 報告第17号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の登録について（追加） | 報告了承 |
| 諮問第28号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（追加） | 答 申 |
| 諮問第29号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の外部委託について（変更） | 答 申 |
| 諮問第30号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（追加） | 答 申 |
| 諮問第31号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（追加） | 答 申 |
| 諮問第32号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（追加） | 答 申 |
| 諮問第33号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第34号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第35号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第36号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第37号 | 高齢者生活支援サービスに関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第38号 | 地域包括支援センターシステム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加） | 答 申 |
| 報告第18号 | 敬老事業に関する業務の登録について（追加） | 報告了承 |
| 諮問第39号 | 敬老事業に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（追加） | 答 申 |
| 諮問第40号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（追加） | 答 申 |
| 諮問第41号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第42号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第43号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第44号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 諮問第45号 | 敬老事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 報告第19号 | 介護予防事業に関する業務の登録について（追加） | 報告了承 |
| 諮問第46号 | 介護予防事業に関する業務の外部委託について（新規） | 答 申 |
| 諮問第47号 | 介護予防事業に関する業務の目的外利用について（新規） | 答 申 |
| 報告第20号 | 「みどりを守る」に関する業務の登録について（新規） | 報告了承 |
| 諮問第48号 | 「みどりを守る」に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規） | 答 申 |
| 諮問第49号 | みどりの保全システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加） | 答 申 |
| 報告第21号 | 学校の支援に関する業務の登録について（変更） | 報告了承 |
| 諮問第50号 | 学校の支援に関する業務の外部委託について（変更） | 答 申 |
| 諮問第51号 | 学校支援業務管理（小型）に記録する個人情報の項目について（新規） | 答 申 |
| 報告第22号 | 平成23年度 中央電算処理年間運営計画について（概要） | 報告了承 |

| | |
|-----------------------------|---|
| 会長 | 本日はご多忙のところ、本審議会にご出席いただきありがとうございます。ただいまより、第5回情報公開・個人情報保護審議会を開催します。初めに、委員の変更について、事務局から説明をお願いします。 |
| 政策法務担当部長 | ただ今会長からお話がありましたとおり、委員の一部の方について、変更がありましたので、ご紹介をさせていただきます。社会福祉協議会の推薦である菅沼功委員が退任されまして、新たに、濱田洋太郎委員にお願いをいたしたいと存じます。 |
| 委員 | 濱田と申します。よろしくお願い申し上げます。 |
| 政策法務担当部長 | よろしくお願い致します。なお、委嘱状は席上に配付させていただきましたので、よろしくお願い致します。また、新しい委員名簿についても、席上に配付しておりますので、ご確認いただければと思います。私からは以上です。 |
| 会長 | 欠席の委員の方は、ございますでしょうか。 |
| 政策法務担当部長 | 本日の会議に、予め欠席される旨のご連絡がありました委員は、井上委員、高橋委員、富岡委員の3名です。以上です。 |
| 会長 | それでは議題に入ります。本日の進め方は、式次第に従って進めたいと思います。まず、前回の会議録を確定したいと思います。何かございますでしょうか。 |
| 政策法務担当課長 | 訂正ではありませんが、1点追加の説明です。3ページの下から3つ目に「委員」が、外国人登録の方の人数を質問されましたが、その時点で手元に資料がありませんでした。最新のデータでは、杉並区で75歳以上の外国人登録者数は250名です。以上です。 |
| 会長 | ありがとうございました。250名ですか。 |
| 政策法務担当課長 | 250名ちょうどです。 |
| 会長 | それでは会議録は、確定といたします。 次に、事務局から本日の諮問事項について、読上げをお願いします。 |
| 政策法務担当部長 | 諮問文を読み上げ会長に渡す。 |
| 会長 | それでは報告、諮問事項に入ります。初めに諮問第23号、諮問第24号、報告第16号について、事務局から説明をお願いいたします。 |
| 諮問第23号、報告第16号、諮問第24号 | |
| 情報システム課長 | 諮問第23号、報告第16号、諮問第24号について説明する。 |
| 会長 | ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありますか。 |
| 委員 | 2ページの「電算入力記録票」に関連してですが、項目が1番から12番まであり、「採点集計結果」というものがありますが、この管理はどのようにするのでしょうか。例えば、クラスで集計をして、得点順に並べるということに使うのか、それとも、その課目、例えば算数なら算数の点数を付けるというだけのことなのか、その辺の運用の仕方についてはどうなのですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 継続的に、小テスト等の採点結果を、サーバに記録していきます。その結果を基にして、指導方法の改善に役立てるということです。 |

| | |
|-------------|--|
| 委員 | そうすると端的に言えば、その子の成績の管理みたいなことに使われる、という捉え方でいいのですか。 |
| 済美教育センター副所長 | いちばん大きな目標は指導方法の改善ですので、そのデータをしっかりと教員が把握をしながら、課題を明確にして、指導方法の改善につなげていきます。 |
| 委員 | あと 2、3 お聞きします。これを使って、ほかの児童との比較をするのですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 基本的に、ほかの児童と比較をするというものではありません。 |
| 委員 | 例えば、途中で転校などの場合は、その子の記録はどうするのですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 確実に削除します。 |
| 委員 | 全学年になるのかと思いますが、これは、中学校を卒業するまでずっと持っているということですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 今のところ、クライアント機が 40 台ですので、すべての学年で一斉に取り組むことはできません。特定学年で実施をしていく、というような考え方を、今持っております。 |
| 委員 | 特定学年というのは、何年ですか。 |
| 済美教育センター副所長 | これから課題別研究指定校を指定して、そこで協議を進めていきたいと思っております。 |
| 委員 | また、このような仕事をするときに、教員が忙しいのでデータを持ち帰るようなことはないと思いますけれども、その辺はどうですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 学校外へのデータの持出しは、一切禁止という形を取らせていただきます。 |
| 委員 | もう 1 つ質問です。この教科は、どのような教科になりますか。これも、これから研究をしてということですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 今後、研究・検討をしてみたいと思いますが、積み重ねが必要な算数、数学等が主になると考えております。 |
| 委員 | 私は結構です。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | 関連します。1 ページです。学校で使用している、今までの紙媒体の授業に対して、最近では専ら電子教材、いわゆるデジタル教材というものを使っているということです。そのことはわかりますが、小中学校でどのくらい普及しているのでしょうか。というのは、自分が関係している学校の公開などに行きますと、よくわかります。しかし、これが果たしてどの程度、小学校に普及しているのか、生徒の活用はどうか、先生方の活用はどうか、あるいは中学にもあるのか、ないのか、その辺までご説明いただければありがたいと思います。 |
| 済美教育センター | デジタル・ICT 機器の活用は、一定程度進んでいます。例えば、カメラで |

| | |
|-----------------------------|---|
| 副所長 | <p>あつたり、もしくは実物投影機であつたり、プロジェクター等であつたりというような形で、授業の改善は進められているところです。</p> <p>またパソコンを使い、調べ学習等でインターネットに接続しながら進めていく、学習活動があります。ただ、電子教材という、デジタル教科書のようなものについては、まだまだこれから活用していく段階と考えております。</p> |
| 委員 | 確認ですが、採用されていない学校が、かなりあるということでしょうか。 |
| 済美教育センター副所長 | デジタル教材は、普及は十分ではありません。 |
| 委員 | これからということですね。はい、了解です。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | もう1つ。例えば、算数なら、テストをやりますよね。学年全体で見て、どのような傾向になっているのかなど、活用することはあるのですか。 |
| 済美教育センター副所長 | 学年全体で、課題となる部分が、明らかになってくるときは、その学年全体という視点で、指導方法の改善に取り組みます。基本的には、個人の子どもの課題に対応できる形で、指導の改善を進めていきたいと思っております。 |
| 委員 | もう1つ質問です。活用できる場所は大いに活用するということは、もちろんこのような時代ですからわかりますが、私の記憶によるとパソコンを導入するときに、これを使って成績の管理、もしくは、先ほどの答弁では、個人の比較を行うことには一切使わない、あくまでも、教材の一環として、いろいろなものを、より有効に活用しながら、教育効果を高めるためにやるのだ、ということだったと思うのですが、その辺は間違いはないのですか。あるいは、現在、そういうことになっているのか。もうなっているということであれば、それはいつごろからどういう経過でなったのか、を参考までにもう一度聞かせてください。 |
| 済美教育センター副所長 | 成績管理、という側面も、もちろんありますが、指導方法の改善、教材開発等に活用していくという考え方です。 |
| 会長 | <p>ほかにございますか。ございませぬようですので、報告第16号は、受けたことにいたします。諮問第23号、諮問第24号は、決定ということにいたします。</p> <p>次に、諮問第25号、諮問第26号、諮問第27号について、説明をお願いいたします。</p> |
| 諮問第25号、諮問第26号、諮問第27号 | |
| 情報システム課長 | 諮問第25号、諮問第26号、諮問第27号について説明する。 |
| 会長 | 最初に分けて、住民税についての質問、ご意見を承ったほうがよろしいですか。 |
| 情報システム課長 | お願いいたします。 |
| 会長 | それでは最初に、諮問第25号に関するご質問、ご意見をお願いいたします。 |
| 委員 | 7ページ下のほうの「電算入力」の箇所で、「システム名」が「住民税ファ |

| | |
|----------|--|
| | <p>イリングシステム（小型）」と書いてあります。下の「セキュリティ対策」からすると、サーバ機器を使って、大量にデータを保管して、端末機を使って検索するようになるのだらうと思います。その場合、サーバ機器で大量データを蓄積しているのに、「小型」に分類するのは、果たして市民の立場から見て適当かどうか。その点については、いかがですか。</p> |
| 情報システム課長 | <p>杉並区の場合、大型ホストコンピュータを「中央電算」という言葉を用いまして、それ以外の部分はすべて「小型」という区分けをしていますので、今回のシステムは「小型」です。</p> |
| 委員 | <p>サーバに大量のデータを入れているのに、「小型」に分類するのは、やはり無理があるかと思えます。コンピュータの現状から見て、大型コンピュータというより、サーバにほとんど入れて処理する感じがするのです。ですから、この分類が果たして、区民の立場から見てわかりやすいかどうか、再検討していただく必要があるのではないかと、思えます。これは意見です。</p> |
| 会長 | <p>今の意見について、いかがですか。</p> |
| 情報システム課長 | <p>以前は、大型コンピュータの容量が今に比べると小さく、今では、20 数年前の大型コンピュータの能力を、小型パソコンで十分こなせる時代なので、そういった見直しも含め、今後の検討課題とさせていただきます。</p> |
| 会長 | <p>ほかに、ございますか。</p> |
| 委員 | <p>この電算入力記録項目の中で、いくつかわからないことがありますので、お聞きします。8 ページの「記録の項目」の 10 番で、「特別障害者」という意味がわかりません。11 番の「その他の障害者」という分け方とその中身がどういうことなのか。17 番、18 番の、「障害者の数」で「特別」と「その他」とありますが、どういう意味ですか。9 ページの 50 番の「旧長期損害保険料の金額」と 73 ページの「条約免除」はどういう意味なのか。10 ページで、106 番の「特農の表示区分」の意味がわかりません。163 番の「期別割税額」という言葉がありますが、これもどういうことなのかよくわかりません。11 ページで、190 番の「種目・所得の生じる場所」、これはどういうことですか。221 番の「電子証明書特別控除金額」、とはどういう意味ですか。最後に 12 ページで、258 番の「処理経過」、これはどういう意味なのかよくわかりません。簡単で結構ですので、説明をお願いします。</p> |
| 課税課長 | <p>「特別障害者」、「その他の障害者」の区分ですが、普通障害者は、障害者手帳 3 級から 6 級、愛の手帳 3、4 度、精神障害であれば精神障害手帳の 2 級、3 級の方です。特別障害者については、身体障害者手帳 1、2 級、愛の手帳 1、2 度、精神者手帳 1 級という方で、税法上分けています。</p> <p>次に、50 番の「旧長期損害保険料の金額」は、平成 18 年 12 月末日まで締結した長期損害保険契約を指すものです。その保険契約等で、保険期間や共済期間が 10 年以上の契約を示すものです。</p> <p>73 番の「条約免除」ですが、これは、租税条約に基づく免除規定を示すものです。その対象になるものかどうか、ということです。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>次に 106 番の「特農の表示区分」です。特農とは、農業所得の金額が所得金額の 70%を超え、しかも農業所得の金額のうち、9 月 1 日以降に得られる分が 70%を超える場合の所得のある方を特農というように分類しています。</p> <p>163 番の「期別割税額」ですが、こちらについては所得税において、申告納税額から予定納税額の第一期、第二期分を差し引いた額で、確定申告により納付する額又は還付される額を示すものです。</p> <p>190 番の「種目・所得の生じる場所」ですが、これは発生した所得の種類とその発生場所、報償等の支払い先等を指し示すものです。221 番の「電子証明書特別控除金額」は、今電子申告について、国を挙げて E-TAX を推進しているところですが、電子署名等を使用し E-TAX 用いて確定申告を行った場合に控除できる制度があり、それを示すものです。</p> <p>258 番の「処理経過」は、ファイリングシステムにはメモ機能があり、課税事務に携わる職員が、所得金額や控除の金額を修正したり、また本人や他の自治体とやり取りした経緯を、文字数は限られていますがメモをすることになります。そのことを示しています。以上です。</p> |
| 委員 | ありがとうございました。 |
| 会長 | <p>ほかにごありますか。次に諮問第 26 号、諮問第 27 号についてのご質問、ご意見はありますか。ご質問、ご意見等なければ、諮問第 25 号から諮問第 27 号については決定とします。</p> <p>次に報告第 17 号、諮問 28 号から諮問第 38 号まで、また、報告第 18 号、諮問第 39 号から諮問第 45 号までについて、2 つに分けて事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>報告第 17 号、諮問第 28 号から諮問第 38 号まで 報告第 18 号、諮問第 39 号から諮問第 45 号まで</p> | |
| 法務担当課長 | <p>報告第 17 号、諮問第 28 号から諮問第 38 号まで説明する。 報告第 18 号、諮問第 39 号から諮問第 45 号まで説明する。</p> |
| 会長 | ありがとうございました。質問は一括していいですか。ただ今の説明についてご質問、ご意見はありますか。 |
| 委員 | <p>この件については、昨年、113 歳の高齢者の方が行方不明ということで、田中新区長がテレビに出ていたので、記憶に鮮明に残っています。確かに大事な調査だと思いますが、いい面と、気をつけなくてはいけない面があるのではないかと思います。先ほども説明がありましたが、個人情報、医療や介護、例えば高齢者の方々は、医療といっても、以前、病気をしたりして、本人にしてみれば治ったと思っているような病気でも、この履歴が情報で出てしまうわけです。現在具合が悪いところや、将来的にどういう具合になるのか、というならわかりますが、人によってはすごく嫌な場合もあるのではないかと思います。その辺はどのように、捉えていますか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | 医療情報に関しては、後期高齢者医療広域連合の情報なので、内容まではこちらではわかりません。給付を受けていないという情報しかいただけませ |

| | |
|-----------|--|
| | <p>るので、内容について一切収集しません。</p> |
| 委員 | <p>例えば 10 年前にこういう医療を受けた、ということは、わからないわけですか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>こちらでは、過去 2 年間、直近 2 年間、医療機関に一切かかっていないという情報しか収集しません。</p> |
| 委員 | <p>そこは懸念を抱いた部分でした。人によっては嫌がる方も、いらっしゃるのではないかなど。区役所では、ずいぶん広範囲にわたった情報を、本人の同意を得ないで集めているわけです。これを杉並区はどのように活かしていくのですか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>「安心おたっしや訪問」の目的は調査ではなく、75 歳以上の方が地域の中で、安心して生活していただくためのものです。地域とのつながりがだんだん薄くなっていく年齢であることと、医療や介護のニーズが高くなっていくはずの年齢のところ、自分から手をあげづらい方を、積極的に把握していきたいということです。もう 1 つ大きな狙いは、民生委員、地域包括センターの職員も含めて、日頃から相談できる関係作りをしていくための訪問に、していきたいと思います。そのような関係作りができることにより、困ったことを早めに相談できるということをいちばんの狙いにしています。</p> |
| 委員 | <p>私は消防団員です。日ごろ我々は、震災時、災害時の要援護者の対応について議論をしています。災害時の要援護者の救出や救助のときの資料には、なりえないのかなと考えています。先ほどご説明いただいたのは 75 歳以上で訪問を必要としている方を抽出して、このリストを作ると言われましたが、利用についてはどう捉えていますか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>要援護高齢者の災害時の救援については、今のところ申請主義の形で把握しています。日常的な顔つなぎができてないと、この人は助けにいかないといけない人だということが、地域の中で、なかなか把握しづらいので、こちらで把握をした、この人へ行ってくださいというやり方ではなく、普段からの顔つなぎにつながるような訪問を考えております。</p> |
| 委員 | <p>現在、要援護高齢者の災害時の登録されている方と、今回ピックアップする予定の方々のニーズとはどこが、どう違いますか。それとも大体重なっていますか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>災害時の要援護高齢者は、要介護認定を受けている方が対象です。すでに 5,000~6,000 人ぐらいいらっしゃると思います。その方たちと、今回の「安心おたっしや訪問」の対象の方とはほぼ重なっていません。</p> |
| 委員 | <p>多くの目的外利用情報が入っているようですので、くれぐれもしっかりとコントロールしていただきながら、良い方向に利用するようにしていただきたいと思います。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>区民の方が高齢になられても、安心して暮らせるようにするための訪問ですので、個人情報の取り扱いは十分気を付けながら、充実した訪問になるように努めて参りたいと考えています。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | もう一度確認になりますが、1つは19ページの「外部委託記録票」にも関連しますが、訪問調査対象の優先度1該当者と優先度2該当者を、実際に訪問を担当する方には、19ページにある31番までの情報が伝わるという理解でいいですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 地域包括支援センターに渡すのは、氏名、住所、性別、生年月日といったいわゆる基本情報です。地域包括支援センターの職員が訪問し、その方の状況、または相談の中で把握していく内容です。 |
| 委員 | それでは19ページの「委託にかかる個人情報項目」の31個の項目は、この委託を受けた地域包括支援センターの事業者として、例えば誰々のこのような関連の情報を持つことになる。しかし実際に、その人のところに訪ねるときは、今言われた基本情報の住所、氏名、生年月日だけで行くという理解でいいですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 地域包括支援センターに対しての情報提供は、先ほど申し上げた基本情報である本人の氏名、住所、性別、生年月日といった基本的な情報だけです。それ以外の詳しいものについては、こちらから渡すというのではなく、地域包括支援センターが相談関係の中で記録していくものです。こちらから積極的に31項目をすべて出す、というものではありません。 |
| 委員 | 民間事業者に、委託の中身として、1から5まで渡して、今度は6番目が追加されたという説明でした。地域包括支援センターのAならAという事業所は、こういう情報を持って訪問するということですか。それとも役所がこれを全部持っている、ということですか。その辺を整理してください。 |
| 法務担当課長 | この「外部委託記録票」の記載ですが、委託にかかる個人情報の項目ですから、すべて委託の際にこちら区から提供するものだけではなく、委託先が情報を収集して委託先が持って、それを区のほうに返すなど、そのような情報も全部の情報がここで規定されています。今高齢者在宅支援課長が申し上げたとおり、まず、第一義的にこちらから提供するものは1番から4番までの項目で、そのほかの項目は委託事業者とやり取りして収集する項目です。「ケア24」に区の事務を委託していますので、その意味では、区に帰ってくる情報という位置づけもできると思います。 |
| 委員 | いや、やろうとしていることはわかります。ただ整理をしたいのは、実際に例えば、ある訪問調査対象の人がいて、そこに訪ねる人がいるわけですね。この訪ねて行く人が持つ情報は、氏名、住所、性別、生年月日で、これ以外のことについても、いろいろとお話を伺ったりして情報を集めてくると。同時に、それが区の所管のところにも戻ってくると。こういうことだろうと思いますが、訪ねていく方がこういう中身両方を全部知ることになるわけです。そここのところを確認したいです。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 地域包括支援センターの職務そのものは、区の事業であり、それを委託しているものです。その仕事内容というのは相談を受けて、必要な支援をして |

| | |
|-----------|---|
| | いく、そして継続的に対応をしていくことが本来業務です。その方の状況によって、話を聞いて一部情報として収集する場合がありますし、すべての情報は必要ではない場合もあります。その業務の一環として、こういった情報収集をするというものです。 |
| 委員 | だから私もわかりづらいというか、整理が悪くて申し訳ないです。区からの委託で、この仕事をするわけでしょう。だから、委託を受けて実際この作業をするのは民間の業者でしょう。 |
| 高齢者在宅支援課長 | そうです。 |
| 委員 | 違わないですね。 |
| 高齢者在宅支援課長 | はい。 |
| 委員 | 委託を受けた民間の方が、実際に今度誰々さんのところに、1番から4番の基本情報に基づいて訪ね、その場所でいろいろ対話をして、この1番から31番までの中身については、いろいろ聴き取りをしたり、話をしたりしながら、その人が知り得る情報として、持ち帰ってくるのだと。それが同時に、区のほうの所管にも届けられると。区のほうも、キャッチボール的なところもあるのだと思いますが、そういうことですかという質問です。 |
| 高齢者在宅支援課長 | そういうことです。 |
| 委員 | 問題はその次です。例えば24番の「健診（検診）受診状況」の中身は、先ほどでいうと、例えば介護4とか3、ということだけではなくてなってしまうですね。この中身はどういうことになるのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 24番の「健診（検診）受診状況」は、いろいろな受診状況があります。基本的に認定を受けている方は、最近医療機関にかかっている可能性はもちろんあるのですが、どこの医療機関にかかっているか、どのような病気がかかっているか、定期的な健診だけなのか、その頻度とか、過去どのくらい病院にかかっているか、これはそのような内容を含めたものです。 |
| 委員 | その中身が、かなりシビアな情報になると思うのです。事業者との委託契約として、個人情報の管理をしっかりとやってください、ということになっていますね。その職員に対する教育は、どのようにやるのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 地域包括支援センターに業務委託をしており、その委託の内容が増えるということですが、個人情報の管理については毎年教育しています。また、区の職員が現場に行って、個人情報の管理について、キャビネットに施錠しているかといったことも確認しています。持出しの有無等についてもすべて現場で確認して指導しています。 |
| 委員 | 個人情報の扱いに関する教育は、きちんとされているということですね。もう1つ、訪問調査対象の優先度3番の方ですが、3万6,000人と多いわけです。民生委員の方が持っている情報も、1番から4番だけであると。しかし、そこでいろいろお話をする中で、19ページにあるような委託に関わる情報を聞いて戻って来る、ということですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 民生委員に対しては、委託ではなく外部提供にりますので、民生委員のほ |

| | |
|-----------|---|
| | うでよろしいですか。 |
| 委員 | 民生委員が訪ねて行くときに、その民生委員は1番から4番の住所、氏名、生年月日、性別の4項目を持って行くということですね。 |
| 高齢者在宅支援課長 | ええ、そうです。 |
| 委員 | それで、同じようにいろいろお話をして、集める情報は29ページの10番までの項目ということですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | はい。 |
| 委員 | 民生委員の方も、もちろん一定の教育がされていると思いますが、扱いについては、きちんとされているという考えでいいですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 当然、民生委員法で守秘義務は求められており、今回新しくお願いすることについても、個人情報の取り扱いについては十分気をつけていただくよう、お話してまいります。 |
| 委員 | もう1つ、民間事業者が4,200人で、民生委員が4万2,000人くらいの数ですが、民生委員1人当たり何人ぐらいを受け持つのですか。地域によって濃淡があり違うと思いますが、単純に受け持つ数は何人ぐらいになるのか。優先度1番、2番のケア24（地域包括支援センター）に委託する数は、1人当たりどれぐらいを受け持つこの訪問活動をされるのか。その辺の数字があれば教えてほしいと思います。 |
| 高齢者在宅支援課長 | まず優先度1番、2番の方ですが、地域包括支援センターは20カ所ありますので、ここで言うと6,000人強の方を地域包括支援センターが担当することになります。20カ所で割ると1カ所150人ぐらいになります。優先度3の民生委員の方に行っていた所は、今民生委員が約400名おりますので、割ると1人当たり15人ぐらいになります。 |
| 委員 | 記録はどうなるのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 1番と2番の人数を修正します。失礼しました。優先度1、優先度2の対象の方は約4,000人ですので、20カ所で割ると1カ所200人です。優先度3に関しては6,300人を推計していますので、約400人で割ると1人当たり15人になります。 |
| 委員 | 記録の保存期間は、どうなるのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 保存期間は、医療情報を過去2年間と考えていますので、2年間プラス1年間ということです。どうしても前の履歴の確認もしたいので3年間を考えているところです。 |
| 委員 | 今の質問と答弁を受けて確認しておきたいのですが、要するに、「ケア24」は、それまで持っていた、介護保険のサービスを受けている方の情報と、介護保険のサービスを受けていない方の情報を収集することになりますよね。そして、後期高齢者の医療のことや、様々な情報を照合させて抽出していく作業をするわけですね。実際に調査に行ったときに、基本的な4つの情報で展開していくということでしたが、現場では私はそうではないの难道うと思います。要するに、「杉並区から調査に来ました。今回、このような事業を |

| | |
|-----------|--|
| | <p>やります。そのために健診を受けていない方を選んで伺いました」というお話をしていくわけですね。中には元気な方もいるかもしれないから「なぜうちに来たの」となります。それと、ときどき耳にするのですが、例えばヘルパーや「ケア 24」のケアマネジャーの仕事の中で、守秘義務があるとわかっていながら、「実は、こういうこともありますよ」、「こういうお宅もありますよ」、という情報が漏れていくことがあるのです。</p> <p>ですから、どこからどこまでを区の事業としてやっています、と言って公開していく部分と、確実に守秘義務で守らなくてはならない部分と、そしてもう既に情報は取ってあるけれども、個人的な会話の中で引き出していくことの線引きを、研修をするときに、区としてもしっかりとわきまえて周知徹底をしていただきたいと思います。特に民生委員は、これまで介護保険のことも関わっていると思いますが、本当に個人差があると思いますので、その点はよろしくをお願いします。意見です。</p> |
| 委員 | <p>「高齢者生活支援サービスに関する業務」ですが、膨大なテーマで膨大な資料で、膨大な手間暇をかけて大事なことをやっているわけです。そこで、例えば 19 ページで、外部委託ということで、委託先は民間事業者ですが、そもそも民間事業者はどういう形で、どんな方がやっているのでしょうか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>ここで言う民間事業者は、区の地域包括支援センターの本来の業務を委託している所で、受けていただいている法人は社会福祉法人、医療法人といった所です。</p> |
| 委員 | <p>民間の人で、資格と言いますか区の研修を受けた人がなるのですか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>地域包括支援センターそのものは、介護保険法で区市町村に設置義務があります。介護保険法で委託をしてもよいということですので、委託先については地域包括支援センターを設置するときに、社会福祉法人と医療法人、それから株式会社の場合もありますが、地域包括支援センターの業務を委託できるかどうか、事前にきちんと審査しています。</p> |
| 委員 | <p>それは資格を、きちんと審査するわけですね。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>はい。</p> |
| 委員 | <p>それが法人であれ個人であれ、かなりの人数がいるのでしょうか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>地域包括支援センターそのものの委託の中に設置の基準があり、「ケア 24」全部がそうですが、いわゆる専門職種の看護師又は保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーといった、3つの専門職種を置かなければならないことになっています。その意味で、きちんとした人員体制を確保した法人に委託しているということです。</p> |
| 委員 | <p>いちばん大事なのは、高齢者が増え、町会、特に役員関係者は、地域に目を光らせているのです。いつでも関心があるのです。「あの家、何かあった」「一人しかいないよ」「でもいるはずだけど」、「最近いないんじゃないの」、そういうことが大事なのです。こういう組織、機関を通じてやることは、もちろん大事なのですが、特に街では民生委員に負担をかけています。「防災</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>のときに構えること」とか、「消防訓練のテーマ」とか、「一人暮らし」とか、「生活に困っている」とか、「手足が不自由」だとか、そういうことを地域目で見張る、そういうことが大事なことなのです。</p> <p>19 ページに 23～31 番まで項目がありましたが、例えば、民間事業者がある人の所に行って 31 項目を聞きました。しかし、担当民生委員もいるのではないですか。1 人の人がこういうことを民間事業者に 1 回 1 回聞かれたら、高齢者の方は相当当惑してしまう気がします。ですから、本当の意味で、いざという時に役立つのか、役立たないのか疑問です。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>この項目にあるのは、すべて絶対聞かなければいけないというものではありません。それから民間事業者という言い方で、委託先を書いてありますが、あくまでもこれは区の仕事をさせていただいている公正中立な機関ですので、安心していただきたいと思います。平成 18 年度に地域包括支援センターを設置してから 5 年経過し、地域の中でも周知が進んできているところだと思います。専門職種の方が頑張って熱心に仕事をしていますので、ご安心いただきますようお願いいたします。</p> |
| 委員 | <p>街の民生委員は、みんな本当によくやってくれています。それでなおかつ、民間事業者に委託してまでこういうことをやる。そうすると「あの人が来た、この人が来た、同じようなことを聞かれた」となる。男か女かぐらいは簡単です。細かなことを、「治療等の経過はどうですか」なんて、かなりうるさい形の検査になります。大事なことです、その点、考慮の余地があれば、よろしく願います。</p> <p>それから、守秘義務があることばかりです。個人の人権を守るということですから、「民間」事業者という言葉を使うよりも、何か表現の仕方に、一考の余地があるのではないかと、私は意見として申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ほかにございますか。</p> |
| 委員 | <p>今委員がおっしゃったことは、本当に同感です。この地域包括支援センターが、平均で 1 カ所 300 人を抱えていくという内容ですが、どのくらいの人数でこの 300 人の方に対応されていくのでしょうか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>先ほど私の計算の過ちで、1 カ所 200 人です。また、「ケア 24」には 3 職種の職員がいます。来年度はそういった人員体制のほうも考えていますが、「ケア 24」の何人で実際に行うか、その「ケア 24」の業務内容に合わせて、各「ケア 24」で決まります。</p> |
| 委員 | <p>地域包括支援センターは、看護師ばかりではないですね。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>地域包括支援センターは、先ほど申し上げた保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーで構成されているものですが、そのほかに委託以外のところで地域包括支援センター職員として、事務をされる方も中にはいらっしゃいます。</p> |
| 委員 | <p>訪問される方は、資格者ですか。</p> |
| 高齢者在宅支援課長 | <p>はい。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 委員 | 先ほど3年間とおっしゃったのですが、訪問目標と言うのでしょうか、どの辺に置いているのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 3年というのは記録の保存です。訪問自体は年度単位で考えています。 |
| 委員 | 1年に1回。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 1回で済む場合もあれば、状況によっては、何回も支援のために行くことはあるかと思います。 |
| 委員 | 高齢者ですので、次の年には状況がつかめなくなることもあるかと思いますが、高齢の方は対話ができる方を、心待ちにされている印象があるのですが、そういった意味では人間関係をつくっていくと先ほどおっしゃったので、「このようなサービスがありますよ」という形で提案できる体制が、とても大切かなと思っています。そのような活動の展開をお願いしたいなと思っています。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 今までどおり地域包括支援センターの職員は、相談業務に関わっておりまして、まずは信頼関係ができないことには支援につながりません。信頼関係がまずできるような訪問の仕方、配慮を当然行うものであって、そのための専門職種です。また、何か支援が必要な潜在的ニーズがあるのではないかという視点を持った者が行きますので、信頼していただければと思います。 |
| 委員 | プロが行く、ということですね。信頼関係ですので1年に1回と言わず、頑張っていたきたいと思っています。 |
| 会長 | はっきりしないのですが、16ページの【実施方法】の2行目です。「支援の必要性の高い対象者を抽出し、区職員、地域包括支援センター職員、民生委員等により…」と言うのですが、民生委員はわかります。しかし、地域包括支援センターとは、常設的な機関なのですか。どういう所にあるのですか。もう少し具体的な説明をお願いします。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 地域包括支援センターは常設で、区内に20カ所点在しています。 |
| 会長 | ええ、そう伺っています。 |
| 高齢者在宅支援課長 | そこには、先ほど申し上げた専門職種を主とした職員が必置でいます。 |
| 会長 | 常駐でいるのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 常勤です。専門3職種については今現在、3名は常勤で必ず配置してくださいと委託しています。 |
| 会長 | 「ケア24」にですか。 |
| 委員 | 「河北病院」のそばにもありますね。介護保険のサービスを行っていますよね。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 「ケア24」では、介護保険の申請受付や相談も受けています。行政の高齢者福祉全般のサービスの申請などの相談を受けています。必要な場合には訪問をして、いろいろなサービスにつなげたり、介護保険のサービスにつなげたりといった業務を行っています。 |
| 会長 | わかりました。ほかにございますか。 |
| 委員 | 19ページで13番の「健康診断結果の状況」というのは、これは病名も聞 |

| | |
|-----------|--|
| | くのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | こちらは区民健診も含め、健康であるという確認も含めた健康診断の結果です。先ほどの「ケア 24」ですが、介護予防のマネジメントも行っていきますので、そのような意味で区民健診の結果の中には、この方は介護予防が必要であるといった情報もあります。 |
| 委員 | 24 番はどういうつながりになるのですか。「健診に行きましたか、行きませんか」と聞いて、「行きました」と言ったら「結果はどうでした」と、こういう話になってくるのですか。もう 1 つお聞きしたいのですが、区の健診をしたお医者さんは、料金をもらう都合があるから、診断の結果について区に報告があるのですか、ないのですか。 |
| 高齢者在宅支援課長 | 区民健診中の介護予防に関する生活機能の結果については、健診のところに同意欄というのがあって、「地域包括支援センターにこの結果を出していいですか」「はい」「いいえ」の欄があります。「はい」に付けていただいている方については、区に結果をいただけます。 |
| 委員 | 健診を受けると、お医者さんが、標準値に合っているか合っていないか、健診の結果をくれます。それは、区のほうに出すようになっているのではないのですか。 |
| 高齢者施策課長 | 直接の事務の担当ではないのですが、たしか区民健診の結果は区のほうにいただいているはずと聞いています。ただ、それを何らかの目的で個人情報として活用している所はないはずですが。支払いの際に確認をするためにいただいていると思います。それから、氏名、住所を入れない形で統計処理のデータを集積していることはあると思っています。 |
| 委員 | あまり効果がないのでは。 |
| 高齢者施策課長 | 介護予防の必要性については同意を得た上で、例えば、少し足腰が弱ってきている状況があり、「ケア 24」から一般高齢者施策または特定高齢者施策で、介護予防事業に参加してはいかがですか、と勧奨することはあります。 |
| 委員 | 外国人登録に関する業務から目的外利用する項目について、20 ページの 6 番に「個人番号」とあります。同じく外国人登録に関する業務から目的外利用する項目で 34 ページの 8 番に「個人コード」と書いてありますが、これは同じものなのか違うものなのか。もし同じものだったら表記を統一する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。 |
| 法務担当課長 | ご指摘のとおり同じものです。申し訳ありません。34 ページの 8 番に「個人コード」とありますが、「個人番号」にご訂正をお願いします。 |
| 委員 | そうすると 9 番の「所帯コード」も、合わせて番号ですか。 |
| 法務担当課長 | ご指摘のとおりです。「世帯番号」です。失礼しました。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 会長 | ほかにございますか。よろしいですか。それでは報告第 17 号、報告第 18 号は受けたことにします。諮問第 28 号から諮問第 45 号までは決定ということにします。 |

| | |
|---------|--|
| | 次に報告第 19 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号、報告第 20 号、諮問第 48 号、諮問第 49 号について事務局から説明をお願いします。 |
| | 報告第 19 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号 報告第 20 号、諮問第 48 号、諮問第 49 号 |
| 法務担当課長 | 報告第 19 号、諮問第 46 号、諮問第 47 号について説明する。 報告第 20 号、諮問第 48 号、諮問第 49 号について説明する。 |
| 会長 | ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問、ご意見はございますか。 |
| 委員 | 「みどりを守る」というのはよくわかるのですが、ここ 4、5 年、どの程度みどりを守って増やしているのですか。 |
| みどり公園課長 | この 5 年間でということでしょうか。 |
| 委員 | 数字です。 |
| みどり公園課長 | 数字となりますと、5 年ごとに実施しているみどりの実態調査が 24 年度にありますので、その調査で把握していきます。 |
| 委員 | 減っているのではないですか。 |
| みどり公園課長 | 屋敷林は減っています、全体としては。減っているのを何とか歯止めをかけるという意味で、新たに今回みどりの基本計画の中で、このような事業を進めていきますので、個人情報で収集する項目を挙げています。 |
| 委員 | 私も同感なのですが、事業仕分けでもやっていましたね。屋敷など持っている方は相続が発生したら、相続する人たちが分割してしまう場合も多くあるらしく、聞きながら寂しい思いをしました。 |
| 会長 | ほかにごございますか。 |
| 委員 | 48 ページの「個人情報登録票」に関係してですが、「個人情報の記録の内容」の「生活状況等の情報」の中に「歴史情報」というのがあります。初めて見る言葉ですが、これはどういうことを記録する意味で「歴史情報」となっているのですか。 |
| みどり公園課長 | 過去、いつごろからその樹林地が形成されて、周りの宅地化が進む中で、どのような思いが地域の人たちにあり、記憶に残ってきたかという部分を、「歴史情報」として収集したいと考えています。 |
| 委員 | 屋敷林と言われる、屋敷に関わるような所にある樹木で、今の話だと、その場所はどんな歴史があるのかを、ここにも記録しておくということですか。 |
| みどり公園課長 | そういうことです。 |
| 委員 | せっかく調べた「歴史情報」は、例えば日常的に通行人が、そのような歴史があるということがわかるようにすることを、今後何か考えているのですか。歴史を知ることによって、みどりを大切にしようなど、いろいろな意識もあるのかなど、思うのですが、その辺はどうなのですか。 |
| みどり公園課長 | 屋敷林についての「歴史情報」というのは、今回、顕彰制度をするにあたって、どんな歴史があったか評価をする際の参考と考えています。今言われ |

| | |
|---------|--|
| | たような話が、今後顕彰制度の検討を進めていく中で実現されればと思っています。 |
| 委員 | これは、「個人情報の収集方法」のところに「本人」と「本人以外」とありますから、両方のところから、ここにはこういった歴史があつて残っているということを顕彰の中で考慮する、という捉え方でいいですか。 |
| みどり公園課長 | はい。 |
| 委員 | 区のほうも、そこにどのような歴史があつたのかを調べ、一緒に書き込みをすることはあり得るという理解でいいのですか。 |
| みどり公園課長 | はい。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | 47 ページで、【屋敷林等保全調査】で、対象になるのは 1,000 ㎡以上、高木が 3m 以上のようなようですが、「…により構成する一団の…」と書いてあります。この「一団」というのはどのくらいのことですか。1 本では駄目で、2 本か 3 本あればいいということなのですか。 |
| みどり公園課長 | 一団の樹林地の規模としては 1,000 ㎡としていますので、そこに 3m 以上の木がある程度ある、という状況で考えて、何本以上ということではありません。 |
| 委員 | ある程度、というのは、どの程度ですか。1 本でも歴史的なものであれば価値もあるわけです。 |
| みどり公園課長 | 概ねで言うと、3m 以上の木が 30 本以上あれば、1,000 ㎡程度の敷地では全体が樹林地となり得ると考えています。 |
| 委員 | わかりました。 |
| 委員 | 介護予防事業に関する業務ですが、40 ページの【委託の内容】が 1、2、3、4 とありますが、最後に「基本チェックリストの結果集計、分析」と書いてあります。43 ページの「外部委託記録票」の「委託の内容」の最後に「分析」と書いてあるわけですが、この「分析」というのは、どういうことを分析してもらうことをここの中を含めているのか。それと、ここで言う民間事業者というのは、先ほどの地域包括支援センター、いわゆる「ケア 24」ということでもいいのですか。 |
| 高齢者施策課長 | まず基本チェックリストの分析の話ですが、これは、いわゆる要介護状態になる可能性の高い方を、チェックリストで抽出することですので、その結果を分析し、要介護になる可能性が高い方、もしくはまだ十分お元気な方、そういう分析をしていくというものです。また、ここで言う民間事業者は、そのような集計をしてデータを分析する専門的な団体なり株式会社がありますので、そういった所を想定しています。 |
| 委員 | 民間の企業は、いくつかあるわけですか。 |
| 高齢者施策課長 | こういう調査を今国もモデル事業で行っていますし、他の自治体でもやっている所がありますので、そういった所のいくつかの中から選ぶことになるかと考えています。 |

| | |
|---------|--|
| 委員 | もう 1 つ、41 ページで、個人情報の記録の内容の「心身等の情報」のところにも、「介護予防生活機能判定結果」とあります。先ほどの介護予防が必要かどうかということで、いろいろな項目があるのだと思いますが、その項目が全部ここに書き込みをされ、その結果として「必要がありそうだ」「必要がある」「必要がない」といったことが、ここに書き込まれるということでのいいのですか。 |
| 高齢者施策課長 | このチェックリストを通して運動機能の強化が必要だとか、口腔機能の強化が必要だとか、そういった結果を収集するものです。 |
| 委員 | もう 1 つ、43 ページで同じように外部委託記録票の 7 番に「日常生活に必要な機能」とあり、これもたくさん項目がたぶんあるわけですが、それがここに全部書き込みがされるということでのいいのですか。 |
| 高齢者施策課長 | 基本チェックリストは 25 項目ありますので、その 25 項目が書き込まれるということです。 |
| 委員 | 45 ページに改正後のほうで、これは 75 歳から 78 歳の重点年齢のところに該当すると思いますが、2 のところで、健診未受診者にはチェックリストを送付し、回収して云々とあります。これは返ってくる可能性はどのくらいと見ていますか。大体、診療所なり病院なりに行く方であれば、それが戻って来るのでいいのですが、行かれなかった方がいて、もう 1 回声かけをすれば、戻って来る可能性はあると思いますが、回収の率としてはかなり低いのかなと思います。その辺はどれくらいを、見込んでいますか。 |
| 高齢者施策課長 | 委員がおっしゃるとおり、あまりたくさん返ってくることは想定していないのです。ただ、今までは 65 歳以上は全員、一律に医師の健診の際にやるといったところを、少しメリハリを付けて、65～74 歳については比較のお元気な方が多いのでリストを送って返信してもらおう。75～84 歳の間には要介護状態になる方がだんだん増えてくるので、健診の際に受けなかった人にも、もう 1 回アプローチをしようと考えていまして、パーセンテージは今のところ把握できていません。 |
| 会長 | ほかにございますか。 |
| 委員 | みどりの顕彰のところですか。保護樹林もかなりこの中に加わるのかなと思います。これから顕彰するにあたって高齢化が進んでいるので、周りの家の樋に落ち葉が詰まったり、どんぐりが詰まったり、そういういろいろな苦情が私の所にもよく来るのです。みどりに対する顕彰をするにあたって、そういった周りに対する配慮みたいなものが、この中には入るのですか。 |
| みどり公園課長 | 当然、地域で親しまれ、後世に残したいという意味では、委員がおっしゃるような問題がある所は、なかなか顕彰しにくいと思います。先ほど減っていくという話もありましたけれども、すべてを残していくのは事業仕分けのときも厳しいと言われている中で、杉並区としてどうしてもこれは区民の財産と思われるものを、選んでいきたいと考えています。 |
| 会長 | ほかにございますか。それでは報告 19 号、報告 20 号は受けたことにしま |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>す。諮問 46 号、諮問 47 号、諮問 48 号、諮問 49 号は決定とします。</p> <p>次に報告 21 号、諮問 50 号、諮問 51 号について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>報告第 21 号、諮問第 50 号、諮問第 51 号</p> | |
| 法務担当課長 | 報告第 21 号、諮問第 50 号、諮問第 51 号について説明する。 |
| 会長 | ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございますか。 |
| 委員 | この電算関係の仕組みがちょっとわかりにくいので、確認のために伺いますが、庁内にファイルサーバがあり、約 3,500 のボランティアの方々、事業実施者の方々が、パソコンをインターネットで接続してデータをやり取りすると、こういうふうに理解すればよろしいですか。 |
| 教育改革推進課長 | この電算は教育委員会とではなくて、学校とのやり取りになります。3,000 人、4,000 人のボランティアの方が、教育改革推進課にアクセスしてメールを送って来るというのではなく、今回の項目を小型電算に、教育改革推進課の事務効率化のために、登録をしていくというものです。 |
| 委員 | ファイルサーバにつながる端末機というのは、学校に設けられたパソコンですか。 |
| 教育改革推進課長 | 学校支援本部に設置するパソコン、となります。 |
| 委員 | 学校支援本部というのは、どんな組織なのですか。 |
| 教育改革推進課長 | これまで学校の教員が行ってきた学校の授業の補助的な部分を、地域の方々に担っていただき、教員のお手伝いをしていただくことによって、教育活動を充実させるという仕組みです。 |
| 委員 | 学校支援本部というのは、杉並区で 1 カ所ですか。 |
| 教育改革推進課長 | 今年度で養護学校を除く、区立小中学校全 66 校に設置となっています。 |
| 委員 | 学校支援本部が 66 あると理解すればいいですか。 |
| 教育改革推進課長 | すべての学校に設置されている、ということです。 |
| 委員 | そこにサーバが 1 台ずつ、66 台置かれるのですか。 |
| 教育改革推進課長 | 66 校に設置されて、中には 2 つの学校で 1 つ、3 つの学校で 1 つの支援本部という形態をとっていますので、学校に設置されている数は 66 ですが、支援本部の数で言うと 63 支援本部です。 |
| 委員 | ファイルサーバというのは、何セット置かれるのですか。どこに置かれるのですか。 |
| 情報システム課長 | 庁内は既に職員に配置されているパソコンを利用しますので、既に設置済みです。今回、学校に貸出ししてあるパソコンから、こちらのほうにメール等を送るということです。 |
| 委員 | ファイルサーバは、この庁内にあるファイルサーバでやると。 |
| 情報システム課長 | はい、私どもの所にあります。 |
| 委員 | そうすると、学校支援本部の職員の方が、本庁にあるファイルサーバとつながっているパソコンを使って、データのやり取りをすると理解すればいいですか。 |

| | |
|---------------|---|
| 情報システム課長 | 私ども職員はパソコンを持っていますので、そこに学校支援本部のパソコンですね、学校に実際に設置してありますけれども、そこからメール等を使って送って来るということです。実際にこちらに書いていませんが、学校支援本部のほうにも暗号化するソフトが入っていますので、データはすべて暗号化されて私どもに送って来た時点で解析される状況です。 |
| 委員 | 「回線はインターネット」と書いてありますけれども、庁内の仕事でインターネットを使われるのですか。 |
| 情報システム課長 | 学校支援本部から、インターネットメールで送られて来るということです。 |
| 委員 | インターネットでメールをやり取りするから、インターネットメールなので、回線はインターネットでなくて専用回線で、そのメールの中身をインターネットメールで送ると理解すればいいですか。頭の中がちょっと混乱しますけれども。今おっしゃったインターネットメールで送るというのは、どういうことなのでしょう。実は、セキュリティの関係でちょっと懸念される場所があるので、伺っているわけです。 |
| 情報システム課開発担当係長 | 学校支援本部には教育財産の貸与ということで、1台ずつパソコンが貸与されます。学校支援本部で必要な名簿を作成すると、それを通常のインターネットメールで区の学校改革推進課のほうに名簿等が送付されて来ます。我々受け取る側は、庁内だけの閉ざされた中の、いわゆるスイッチパソコンというもので管理していますので、教育改革推進課で受け取ったデータについては、それ以後、庁内のスイッチパソコン上のサーバにデータが記録されて管理される形になります。 |
| 委員 | 区と学校支援本部をつなぐ回線は、何ですか。 |
| 情報システム課開発担当係長 | 通常のインターネット、普通の回線です。したがってセキュリティのところに記載していますが、暗号化をして受け取る側についてはウイルスチェックを徹底するというので、やり取りをさせていただくことになっています。 |
| 委員 | 確認ですが、学校と区とは専用回線でなくて、インターネット回線で仕事をしていると理解すればいいですか。 |
| 情報システム課開発担当係長 | 学校支援本部は任意の団体ですので、私ども庁内のネットワークと直接つなげず、一般の回線でやり取りしています。それ以外に学校には当然、校務パソコン、それから複数台の庁内の職員が使っているのと同じ、いわゆる統合内部のスイッチパソコンも置いています。今回はそれとは違って、あくまでも任意団体の学校支援本部との間で名簿等のやり取りを暗号化したデータで、通常のインターネット回線でやり取りをさせていただくことになっています。 |
| 委員 | くどいようですが、学校支援本部にあるパソコンの台数というのは、合計で何台ぐらいですか。 |
| 情報システム課開発 | 各校1台を、教育財産の貸与ということで貸出しをしていると聞いていま |

| | |
|----------|---|
| 担当係長 | す。 |
| 教育改革推進課長 | 支援本部の数で、63台です。 |
| 委員 | そのパソコンの管理そのものは、区がやるのですか。例えば「ウイルスチェック」とか「暗号化」と書いてありますけれども、これは区が責任を持ってソフト等の対応をすると理解すればいいですか。あるいは学校支援本部の方が、それぞれおやりになるのですか。 |
| 教育改革推進課長 | これは教育改革推進課で事務手引を作っていて、学校支援本部の方に行っていたりもします。 |
| 委員 | 学校支援本部は、各小学校に全部配置されたという話です。そこで、今初めて聞いたことは、各学校で支援本部がありますが、いろいろな活動やディスカッションあり、行事の実施あり、授業前、昼休み、放課後と結構いろいろ事業をやるのです。それはいいのですが、杉並区の本庁と1回1回、ファイルをサーバで管理していく。一日単位のようなことを1回1回、区と各学校がやりとりしているのですか。そこまで一々やっているのでしょうか。確認です。 |
| 教育改革推進課長 | これは毎日ではありません。必要に応じて、メールでやり取りしているということです。 |
| 委員 | 必要がなければ、別にするのはほとんどないのでしょうか、問題がなければ。 |
| 教育改革推進課長 | はい、ございません。 |
| 委員 | それでいいですね。 |
| 教育改革推進課長 | はい。 |
| 委員 | 了解です。 |
| 委員 | 56ページの個人情報登録票で、個人情報の記録の内容のことですが、「対象になる個人」の「心身等の情報」に、「傷病歴の状況」や「入院等の状況」などいくつかあります。それは例えば、こういう病気の経歴を持った人であるとか、こういう入院をしたことがあるとか、参加する方々のそういうものを、記録しておくということですか。 |
| 教育改革推進課長 | これは、事業によっては、例えばアレルギーがあったり、何か特別な病気を持っているお子さんが、事業などに参加する場合がありますので、必要に応じて、こうした個人情報の収集を行わせていただくというものです。 |
| 委員 | これは、ただ単に、こんな病気で何年ぐらい前にどのくらい入院して完治したとか、例えばですけども、そういうようなことということですか。 |
| 教育改革推進課長 | そのとおりです。通常行われている事業で、頻繁に取るものではありません。 |
| 委員 | それは、ボランティアをしようという方がいるときに、支援本部のどなたかが子どもとの関係で、例えばアレルギーの話が出ましたけれども、そういうこともあるので、よかったら聞かせてください、という形で本人から聞くということですか。 |

| | |
|-----------------|---|
| 教育改革推進課長 | これは最初に申し上げたとおり、特殊な場合です。それと基本的に、保険の手續に必要なになってくるというものです。ボランティア保険に加入しますので、そうした保険の手續のときに、こうした個人情報の収集を行うというものです。 |
| 委員 | 必要性があまりないような気もするのですが、要るからこういうふうに書いているのでしょうか。 |
| 教育改革推進課長 | 主に保険の手續で、こうした情報が必要になってくるというものです。 |
| 会長 | ほかにございませんか。 |
| 委員 | 学校支援本部に 63 のパソコンが置かれる。それをボランティアの方々を使うということで、基本は区の基準に基づいておやりになるということですが、使われる方はボランティアで、この資料から見ると相当な数になるわけです。個人情報保護とパソコン使用にあたっての、セキュリティ対策、例えばそこから USB で抜き取るとか、プリントしたものをむやみにパッとゴミ箱に捨てるとか、そういうことのないようにしっかりと教育をしていただきたい。教育という言葉が適当かどうかわかりませんが、管理をしていただくということをお願いしたいところです。 |
| 教育改革推進課長 | これはボランティアの方々、ここに記載している 2,000 人の方がパソコンを使用するのではなく、学校支援本部事務局の方ですので、概ね、1 支援本部あたり 5 名程度です。その方たちに対しては、毎年、研修でパソコンのセキュリティも含めたお話をさせていただいているところです。 |
| 会長 | ほかにございませんか。ないようですので、報告 21 号は報告を受けたものとします。諮問 50 号、諮問 51 号については決定とします。次に報告 22 号について事務局から説明をお願いします。 |
| 報告第 22 号 | |
| 情報システム課長 | 報告第 22 号について説明する。 |
| 会長 | ただ今の説明について、ご質問、ご意見はございますか。ないようですので、それでは報告 22 号は受けたことにします。 ただ今審議いただいた諮問事項について、ここで答申していきたいと思いますが、事務局から答申文をお配りしますので、ご検討をお願いします。 |
| | (答申文配付) |
| 会長 | この内容でよろしいですか。 |
| | (異議なし) |
| 会長 | それでは答申文を政策法務担当部長にお渡しいたします。 |
| | (答申文手交) |
| 会長 | 本日の議題は以上ですけれども、事務局から何かございますか。 |
| 法務担当課長 | 次回は、平成 23 年 5 月 26 日 (木)、午後 2 時から予定しています。よろしくをお願いします。 |
| 会長 | 本日の議題はすべて終わりました。長時間ありがとうございました。 |